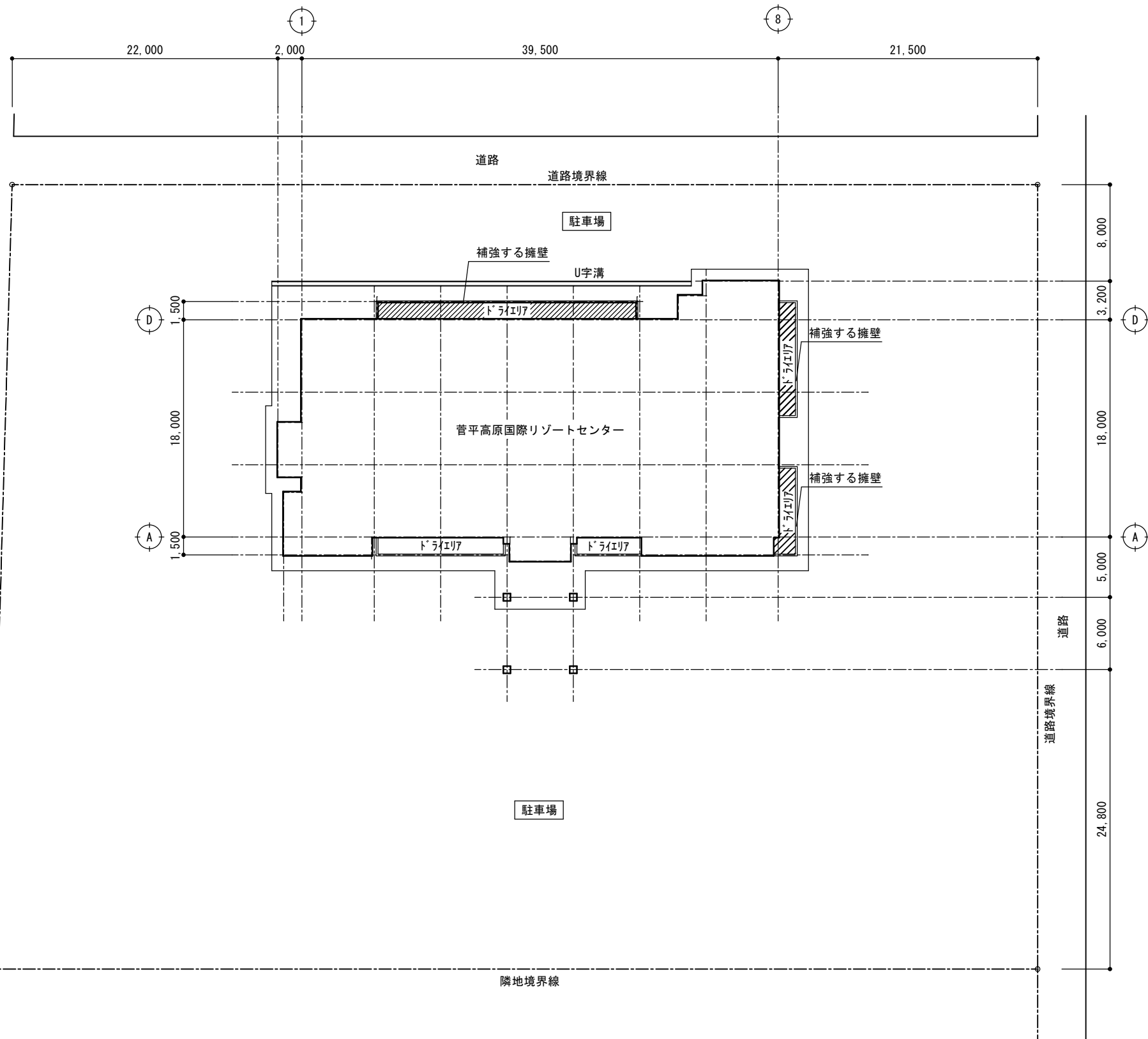
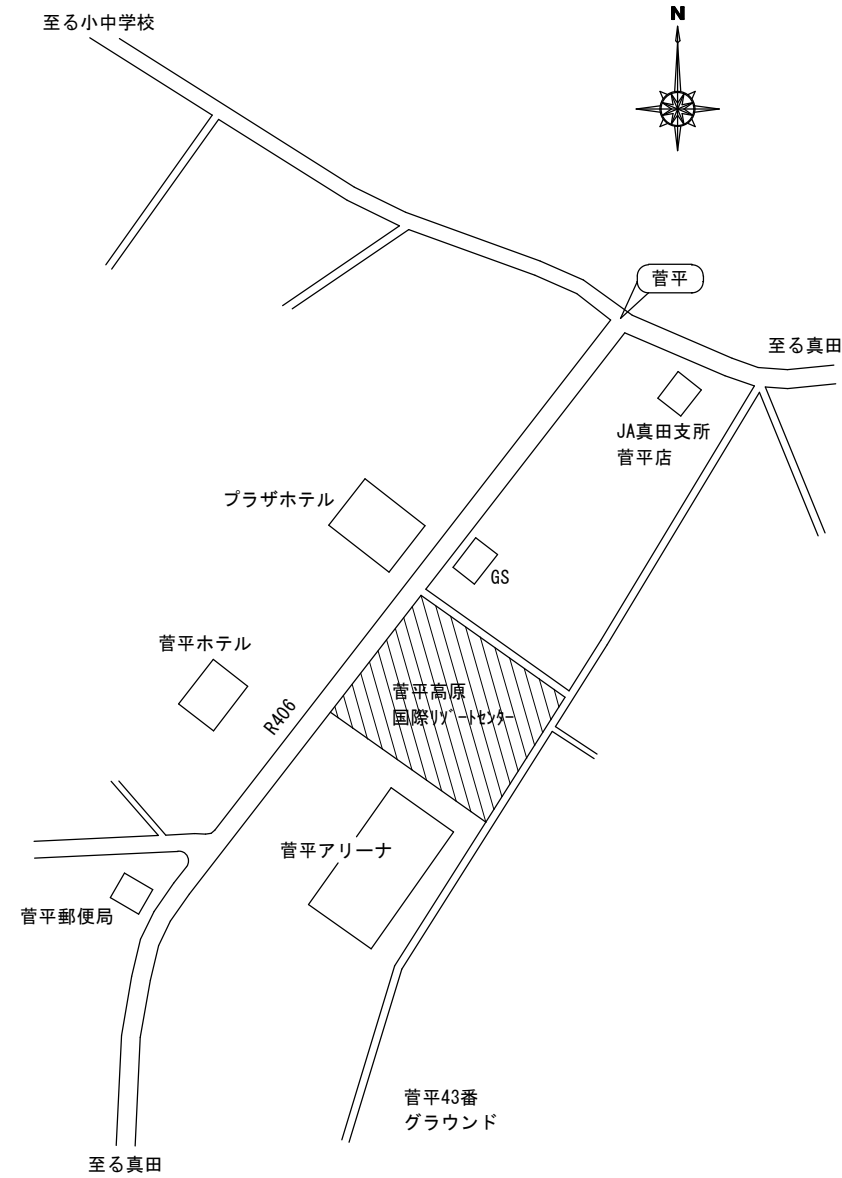


菅平高原国際リゾートセンター擁壁改修工事

図 面 リ ス ト	
A-01	特 記 仕 様 書 1
A-02	案 内 図 ・ 配 置 図
A-03	1 階 平 面 図
A-04	ド ラ イ エ リ ア 平 面 図
A-05	ド ラ イ エ リ ア 平 面 図 2
A-06	ド ラ イ エ リ ア 断 面 詳 細 図
A-07	鉄 骨 構 造 標 準 図
A-08	鉄 骨 詳 細 図

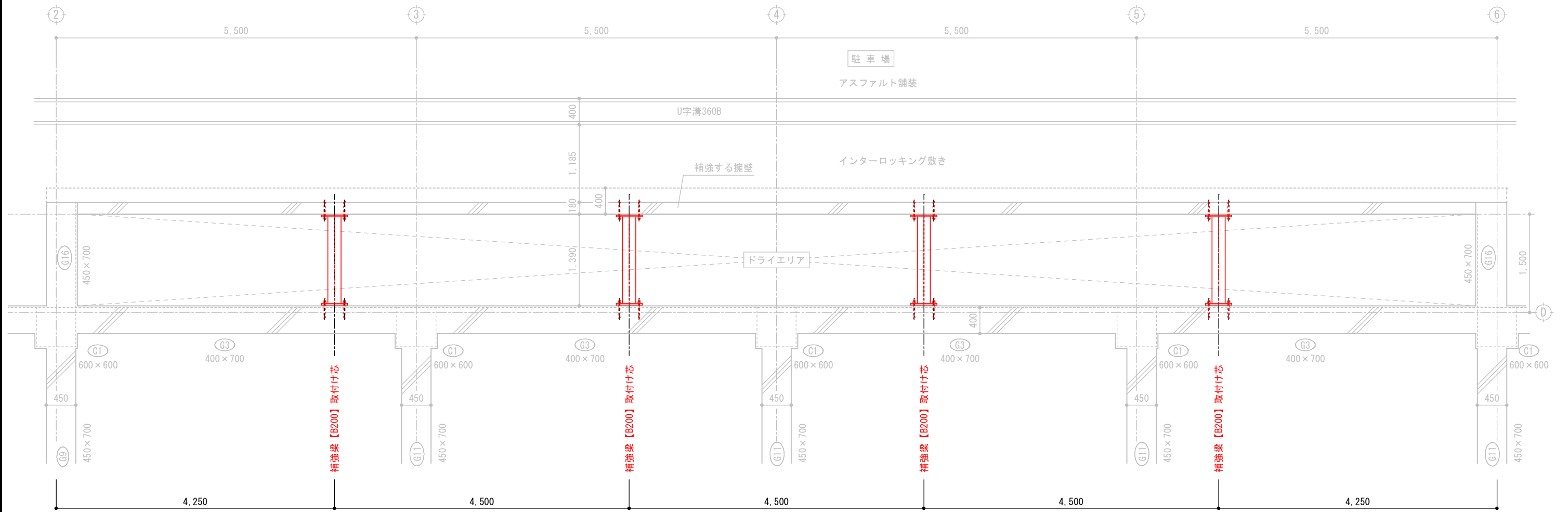


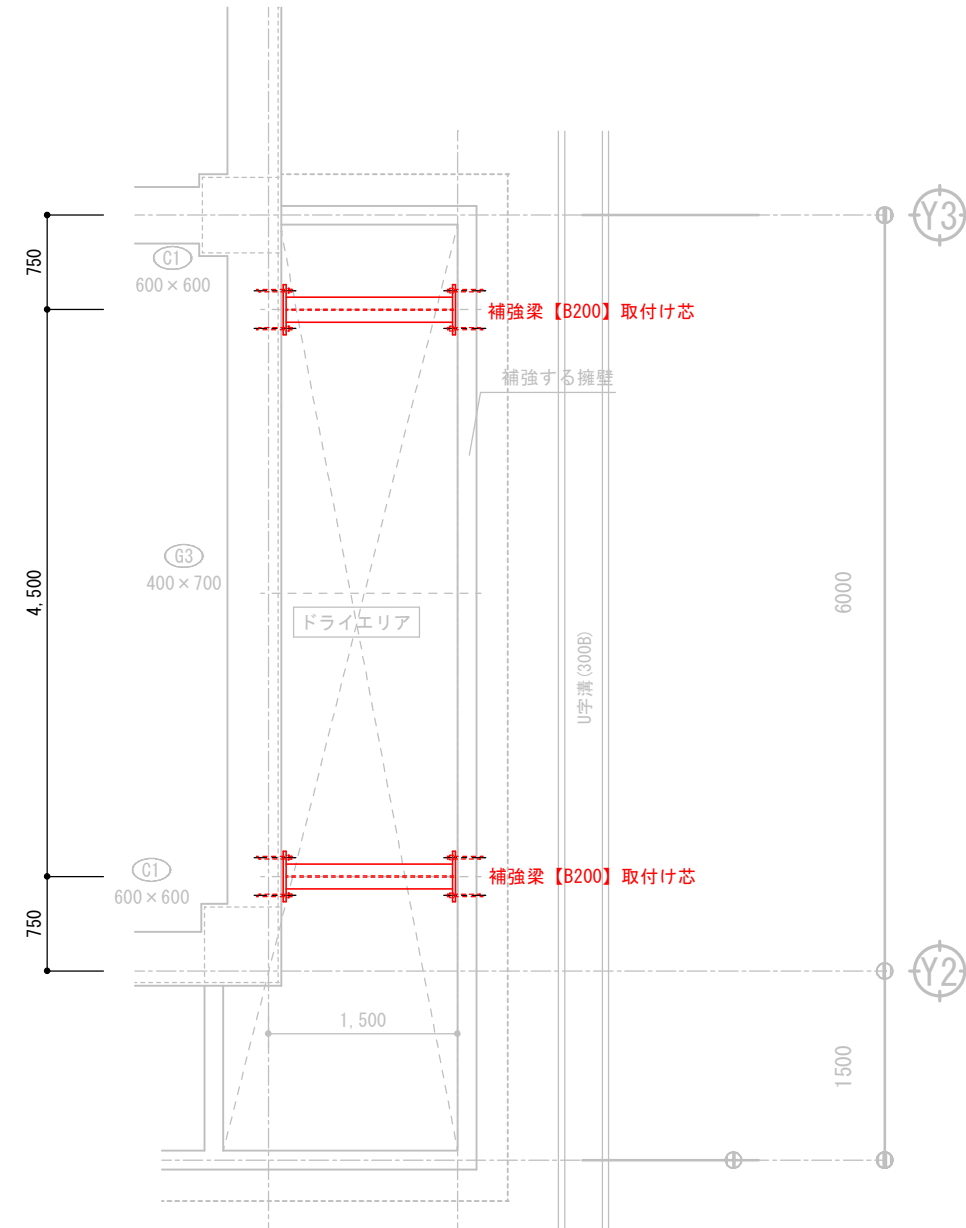
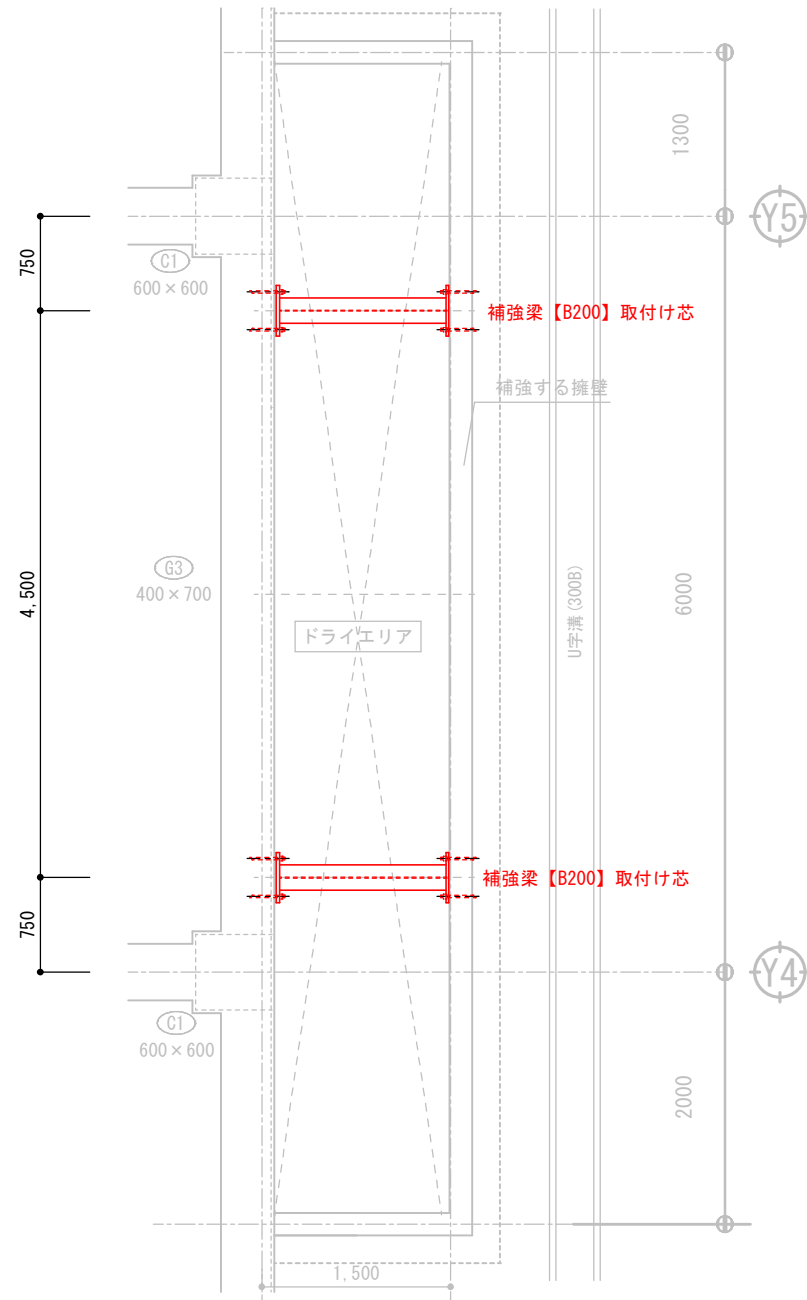
配置図

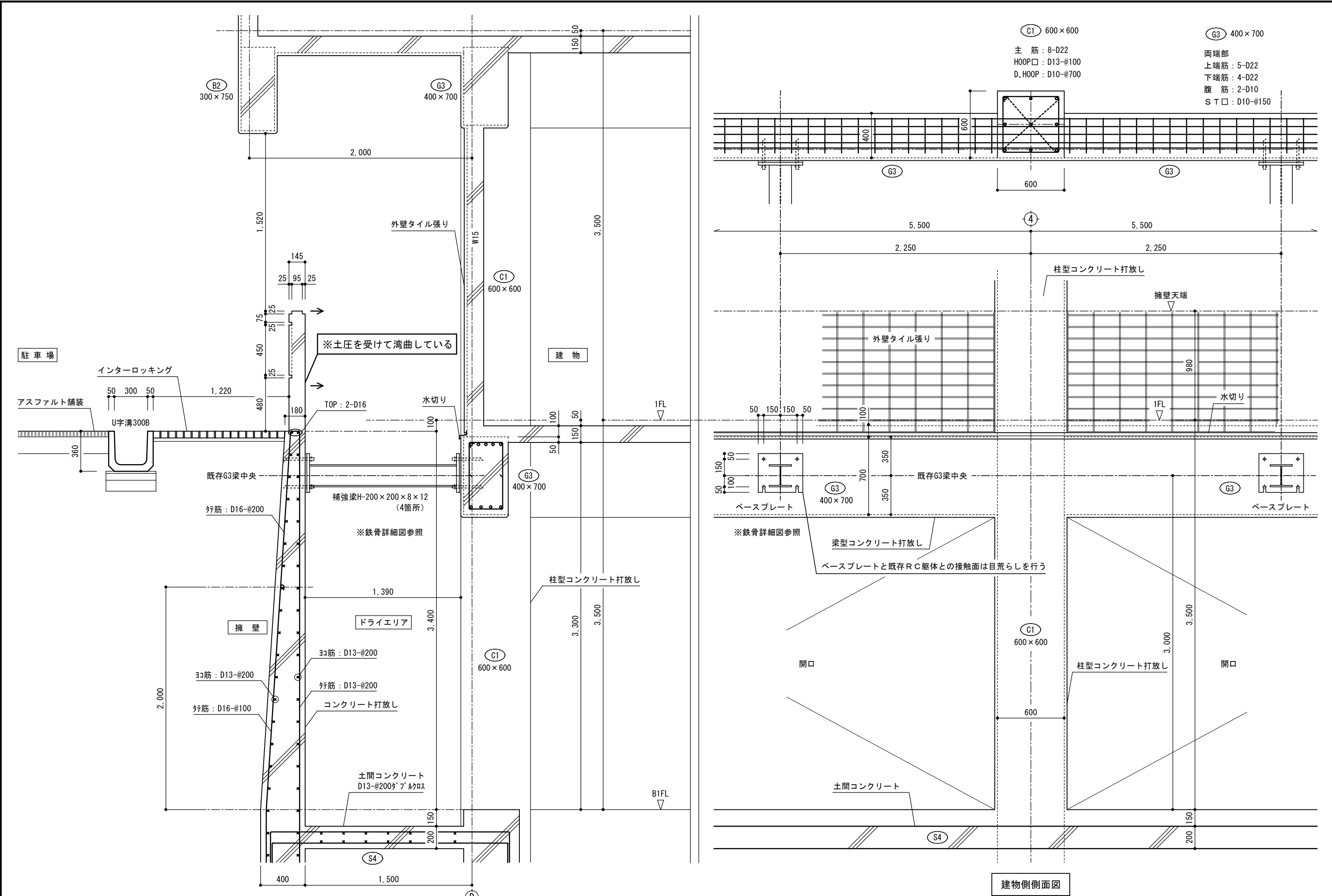


案内図

位置：上田市菅平高原1223-1751
構造：地階～1階：鉄筋コンクリート造、2～3階：構造用集成材
敷地面積：21,393.54㎡
建築面積：1,018.05㎡
地階床面積：220.83㎡
1階床面積：772.01㎡
2階床面積：873.77㎡
3階床面積：108.30㎡
延べ床面積：1,974.91㎡







鉄骨構造標準図（１）

１．一般事項

（１）材料及び検査

- (a) 構造設計仕様による。
(b) 適用範囲は鋼材を用いる工事に適用し、かつ鋼材の厚さが40mm以下のものとする。
(c) 社内検査結果の検査報告書には、鉄骨の寸法、精度及びその他の結果を添付する

（２）工作一般

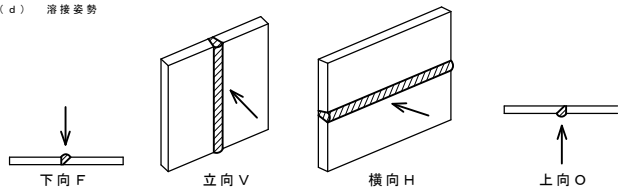
- (a) 鉄骨製作及び施工に先立って「鉄骨工事施工要領書」を提出し工事監理者の承認を得る。
(b) 鋼管部材の分岐継手部の相貫切断は、鋼管自動切断機による。
(c) 高強力鋼の歪み矯正は、冷間矯正とする。

（３）高力ボルト接合

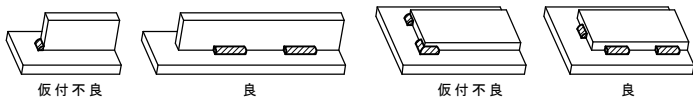
- (a) 本締めに使用するボルトと、仮締めボルトの併用はしてはならない。
(b) 建方時には仮ボルトを使用し、高力ボルトを使用してはならない。

（４）溶接接合

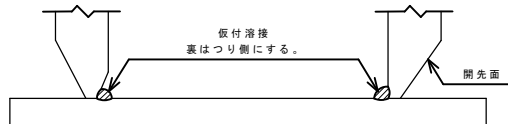
- (a) 溶接技術者
溶接技術者は施工する溶接に適用するJIS Z3801（手溶接）又はJIS Z3841（半自動溶接）の溶接技術検定試験に合格し引続き半年以上溶接に従事している者とする。
- (b) 溶接機器
(イ) 交流アーク溶接機300A～500A
(ロ) アークエアーガウジング機（直流）
(ハ) サブマージアーク溶接機一式
(ニ) 炭酸ガスアーク半自動溶接機
(ホ) 溶接電流を測定する電流計
(ヘ) 溶接棒乾燥機
- (c) 溶接方法
(イ) アーク手溶接（MC）
(ロ) セルフ（ノンガス）シールドアーク半自動溶接（NGC）
(ハ) ガスシールドアーク半自動溶接（GC）
(ニ) アークエアーガウジング（AAG）
- (d) 溶接姿勢



- (e) 組み立て溶接技能者は、原則として本工事に従事する者が行う。
(イ) 仮付け位置
組み立て溶接は溶接の始端、終端、隅角部など強度上、工作上問題となり易い箇所は避ける。

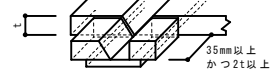


- (ロ) 完全溶込み溶接部の仮付溶接は必ず裏はつり側に施工する。



（ｆ）溶接施工

- (イ) エンドタブ
１）完全溶込み溶接、部分溶込み溶接の両端部に母材と同厚で同開先形状のエンドタブを取付ける。
２）エンドタブの材質は、母材と同質とする。
３）エンドタブの長さは、MC：35mm以上
NGC、GC：40mm以上とし特記のない場合は溶接終了後、母材より10mm程度残し切断し、グラインダー仕上げとする。
４）プレス鋼板タブ、図形タブ使用については、資料を提出して設計者又は監理者の承認を得ること。

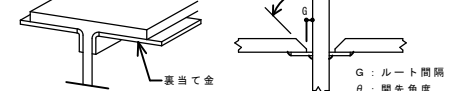


- (ロ) 裏当て金
材質は母材と同材とし厚さは手溶接で6mm、半自動溶接で9mm以上とする。

- (ハ) スクラップ（半径は30～35mmと、10mmのダブルールとする。）



（ニ）ノンスクラップ工法



（ホ）裏はつり

- 基準図の溶接においてAAGと記載のある部分は全て、溶接監理者の確認を励まし部材に確認マークを付ける。

- (ヘ) 現場溶接の開先面には、溶接に支障のない防錆鋼材を塗布する。又開先部をいためな様に養生を行う。

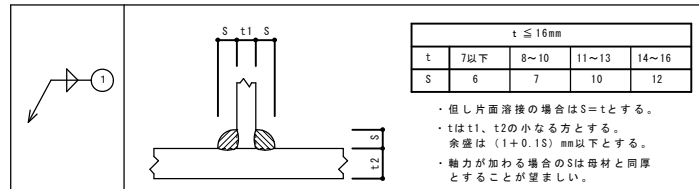
（５）塗装

- コンクリートに埋め込まれる部分及びコンクリートとの接触面で、コンクリートと一体とする設計仕様になっている部分は、塗装をしない。

２．溶接基準図

注) f: 余盛 G: ルート間隔 R: フェース S: 脚長 (単位mm)

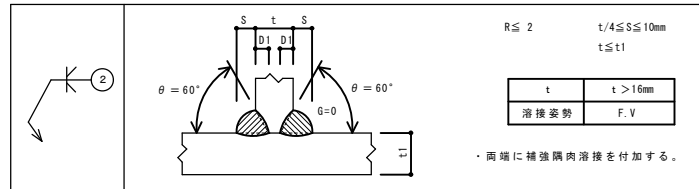
（１）隅肉溶接



t ≤ 16mm				
t	7以下	8～10	11～13	14～16
S	6	7	10	12

- ・但し片面溶接の場合はS=tとする。
・tはt1、t2の小なる方とする。
・余盛は(1+0.1S)mm以下とする。
・軸力加わる場合のSは母材と同厚とすることが望ましい。

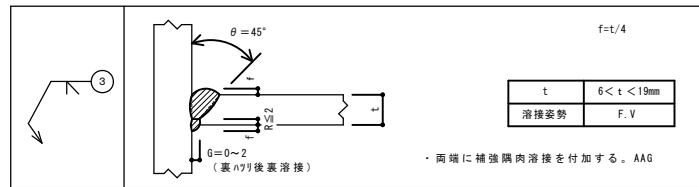
（２）部分溶込み溶接（使用箇所注意）



R ≤ 2		t/4 ≤ S ≤ 10mm	
t	t/4 > 16mm	溶接姿勢	F.V

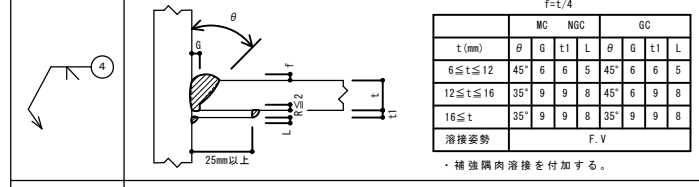
- ・両端に補強隅肉溶接を付加する。

（３）完全溶込み溶接（平継手、T継手）



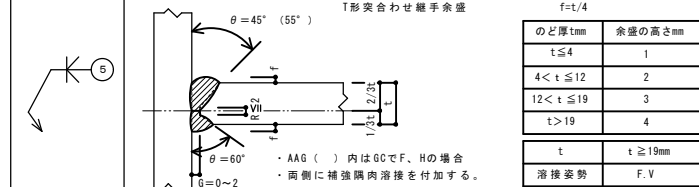
t	6 < t < 19mm
溶接姿勢	F.V

- ・両端に補強隅肉溶接を付加する。AAG



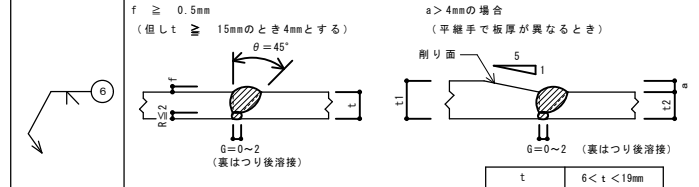
	MC NGC				GC			
t (mm)	θ	G	t1	L	θ	G	t1	L

- ・補強隅肉溶接を付加する。



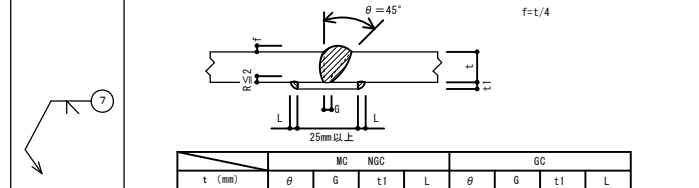
f=t/4		のど厚1mm		余盛の高さmm	
t	6 < t < 19mm	t ≤ 4	1	4 < t ≤ 12	2
溶接姿勢	F.V	12 < t ≤ 19	3	t > 19	4

- ・AAG () 内はGCでF、Hの場合
・両側に補強隅肉溶接を付加する。



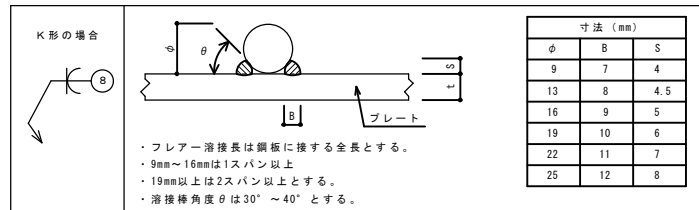
f ≥ 0.5mm		a > 4mmの場合	
t	6 < t < 19mm	剛り面	5
溶接姿勢	F.V	溶接姿勢	F.V

- ・両側に補強隅肉溶接を付加する。



f=t/4		MC NGC		GC				
t (mm)	θ	G	t1	L	θ	G	t1	L
6 < t < 12	45°	6	6	5	45°	6	6	5
12 ≤ t ≤ 19	35°	9	9	8	45°	6	9	8
t ≥ 19	35°	9	9	8	35°	9	9	8
溶接姿勢								
F.V								

（４）フレーザー溶接

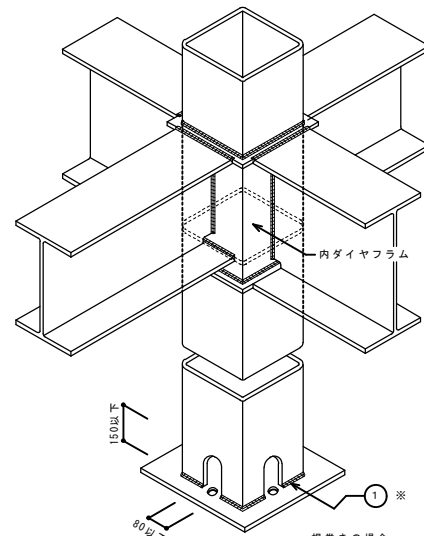


寸法 (mm)		
φ	B	S
9	7	4
13	8	4.5
16	9	5
19	10	6
22	11	7
25	12	8

- ・フレーザー溶接長は鋼板に接する全長とする。
・9mm～16mmは1スパン以上
・19mm以上は2スパン以上とする。
・溶接棒角度θは30°～40°とする。

- ・溶接記号番号を○中に記入のこと。

● BOX型（通しダイヤフラムの場合）

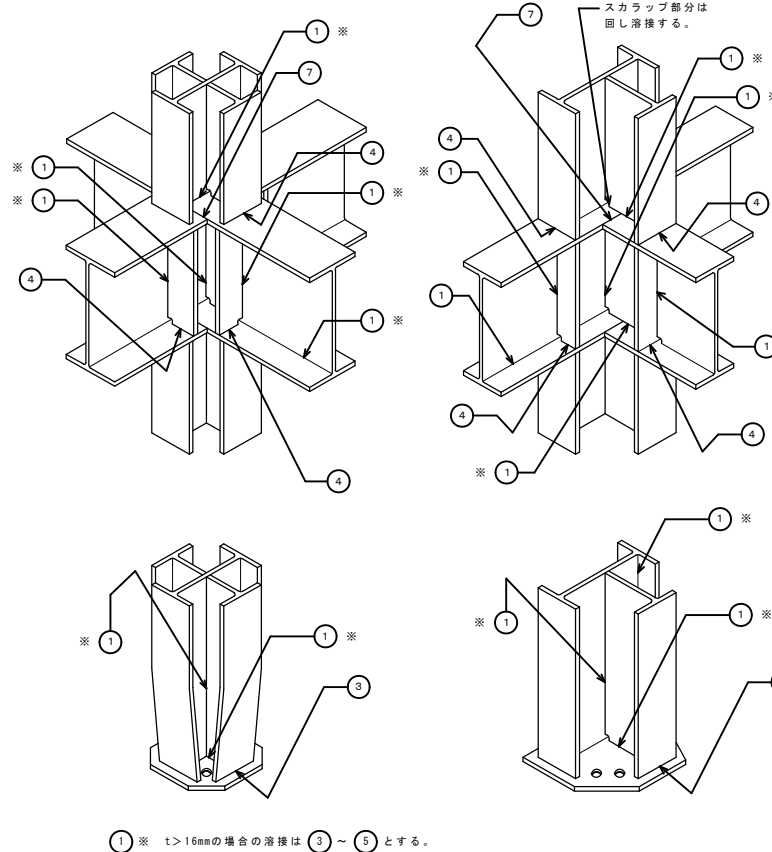


- ① ※ t > 16mmの場合の溶接は③～⑤とする。

● 鋼材種別による溶接条件

鋼材の種類	溶接材料	入熱 (KJ/cm)	バス温度差 (°C)
400N級鋼	JIS Z 3211、3212、3214	40以下	350以下
	YGW-11、15		
	YGW-18、19		
	YGA-50W、50P		
490N級鋼	JIS Z 3212、3214	40以下	350以下
	YGW-11、15	30以下	250以下
	YGW-18、19	40以下	350以下
	YGA-50W、50P		

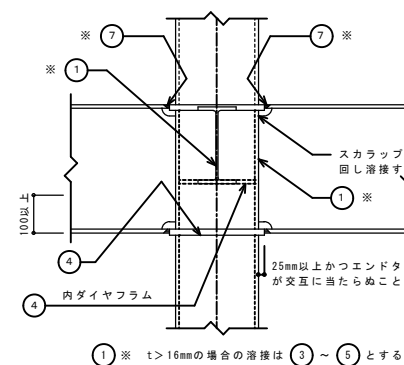
● I-I型



- ① ※ t > 16mmの場合の溶接は③～⑤とする。

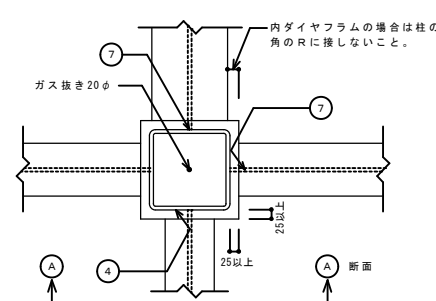
- ⑦ ※ 梁フランジは通しダイヤフラムの厚み (t) の内部で溶接すること。

A-A断面図



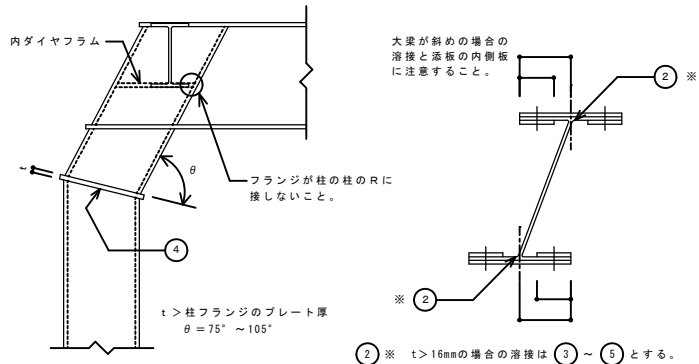
- ① ※ t > 16mmの場合の溶接は③～⑤とする。

平面詳細図



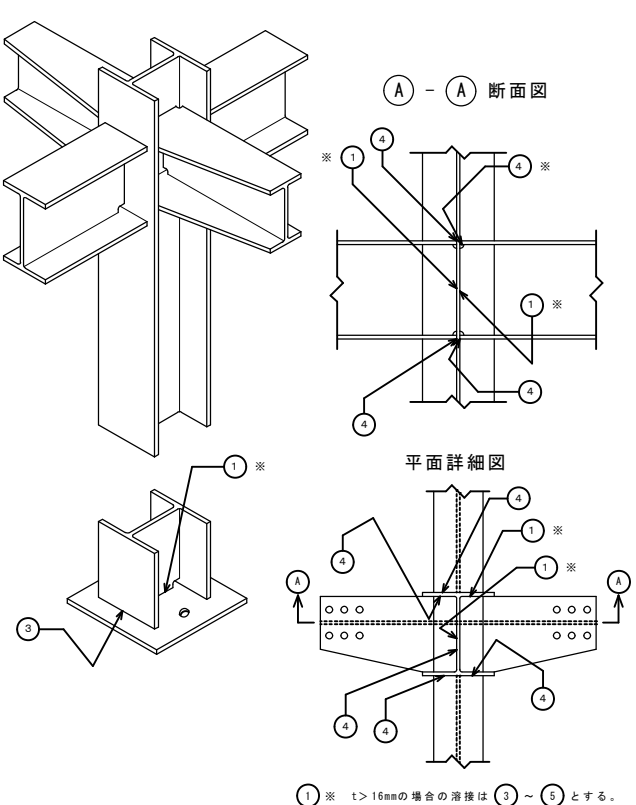
- [柱材料: BCR295、BCP325を使用する場合]
ダイヤフラムはSN490B・C、SM490同等以上の鋼材を使用すること。
ダイヤフラム厚は接合する柱、梁の最大の1サイズUPとすること。

● 柱が途中で折れる場合及び梁成が異なる場合

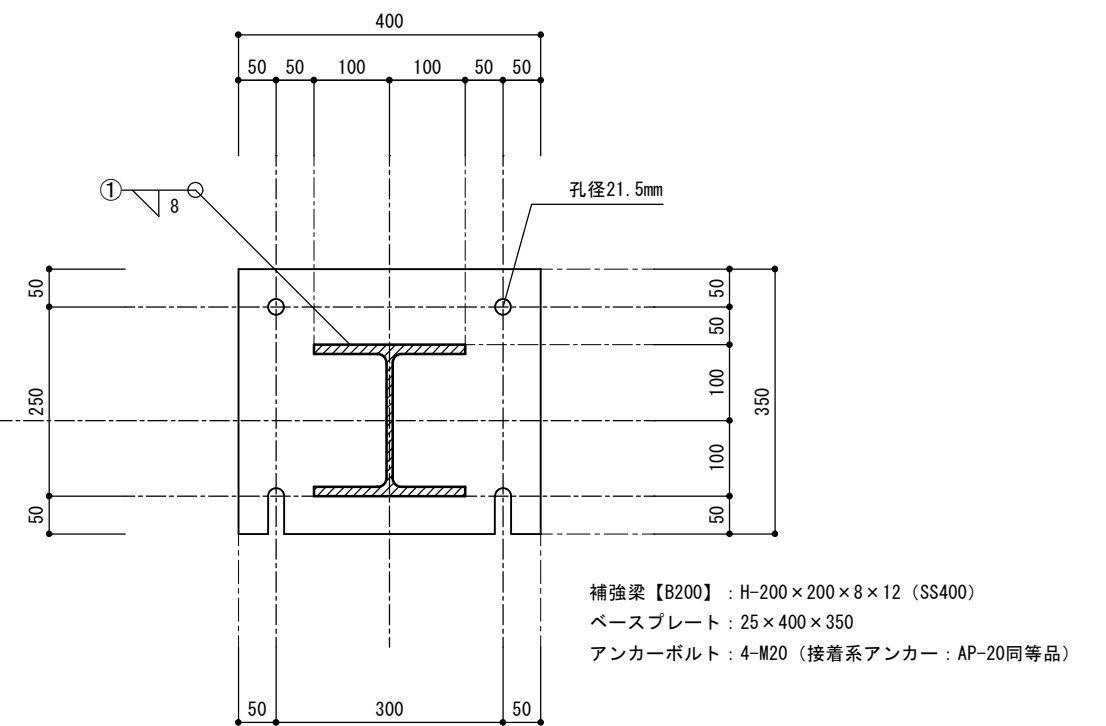


- ② ※ t > 16mmの場合の溶接は③～⑤とする。

● B.H方式



- ① ※ t > 16mmの場合の溶接は③～⑤とする。



菅平高原国際リゾートセンター擁壁改修工事

特記仕様書

I 工事概要

1. 工事場所

上田市菅平高原1223-1751

2. 敷地面積(m²)

21,393.54 m²

3. 改修対象建物

建 物 別	種 別	構 造	階 数	梁間(m)	桁行(m)	建築面積(m ²)	延面積(m ²)
			3	18.0	39.5	1,018.05	1,974.91
菅平高原国際リゾートセンター	改修	地階～2階：鉄筋コンクリート造、3階：構造用集成材					

II 建築改修工事仕様

1. 共通仕様

(1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(最新版)」(以下、「改修様式」という。))による。
また、改修様式に記載されている事項は、国土交通大臣官庁官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(最新版)」(以下、「標準」という。))及び「建築物解体工事共通仕様書・同解説(最新版)」(以下、「解体共仕」という。))による。
(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの標準仕様書を適用する。

2. 特記仕様

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
◎印と◎印の付いた場合は、共に適用する。
(3) 特記事項に記載の〔...〕内表示番号は、改修様仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4) 特記事項に記載の〔...〕内表示記号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(5) 特記事項に記載の〔...〕内表示記号は、解体共仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項 目	特 記 事 項
① 一般共通事項	① 適用基準等	※ 建築工事標準詳細図 ・ 敷地調査共通仕様書 ・ 工事写真の撮り方 建築編 ・ 公共土木建築工事標準仕様書 ※ 建築改修工事監理指針 ※ 建築工事監理指針 ・ 建築構造設計基準 ※ 建築物解体工事共通仕様書・同解説 ※ 建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編) ・ 長野県建設リサイクル推進指針 ・ 建設副産物適正処理推進要綱(以下「推進要綱」という) 各標準等は最新年度版を使用する。
	2. 工事実績情報の登録	※ 適用する ・ 適用しない [1.1.4]
	3. 品質計画	建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による [1.2.2] ※ 風速 (V ₀ = 30) ※ 地表面粗度区分 (・ I ・ II ○ III ・ IV) ※ 積雪区分 告示第1455号 別表(27) 建築非構造部材の耐風及び耐震設計 耐風圧性能(建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法) 建築基準法に基づき定まる風圧力の (・ I ・ 1.15 ・ 1.3)倍の風圧力に対応した工法 外壁、屋根等の非構造部材の耐震設計は次による 検討に用いる層間変形角(※1/100 (S造) 1/200 (RC造、SRC造)) 設計用水平風速(※1.0) 設計用鉛直風速(※0.5)
	④ 電気保安技術者	※ 適用する ・ 適用しない [1.3.3]
	⑤ 施工条件明示項目	施工順序、工事車両の駐車場所、資機材の保管場所、その他 [1.3.5] ※ 現場説明書による ・ 図示
	6. 発生材の処理等	※ 10章 解体工事による ・ 例外搬出適正処理 ・ 現場説明書による [1.3.12] また、収集・運搬・中間処理・最終処分等の処理について予め監督職員と協議すること。
	⑦ 環境への配慮	化学物質を放散させる建築材料等 [1.4.1] 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(6)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙はホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤はフタル酸ジ-nブチル及びフタル酸ジ-nエチルヘキシル含有しない難燃性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (5) 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (6) 建築材料等は、クロロピリホスを成分として含有せず、施工においても添加しないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量がF☆☆☆☆のもの、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則としてF☆☆☆☆のものを使用するものとするが、該当する材料がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 ■ 規 制 対 象 外 ① JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 ■ 第 三 種 ① JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③ 旧JISのEo規格品 ④ 旧JASのEco規格品
	8. 特別な材料の工法	改修様仕及び、欄仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。

9. 石綿含有建材の事前調査

調査範囲 ※ 図示
既存部分の設計図書 (・ 有 ・ 無) 石綿含有建材の調査報告書 (・ 有 ・ 無) [1.5.1]
分析調査 ※ 10章解体工事による
調査範囲及び調査方法 ※ 図示
既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ※ 図示 [1.6.3]

⑩ 施工数量調査

⑪ 建築材料等

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能と同等以上のものを使用する[1.4.2]
ただし、製造業者等が記載されている場合に同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承認を受ける。なお、JIS及びJASの表示のない材料及び製造業者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとする。
(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること
(2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること
(3) 安定的な供給が可能であること
(4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること
(5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
(6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること
これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。
なお、(一社)公共建築協会が発行する「建築材料・設備材料等品質性能評価事業建築材料等評価名簿(最新版)」に指定された材料については上記(1)～(6)に該当するものとする。
また、備考欄に商品名が記載された材料については、当該商品同等の性能を有するものとし、監督職員の承認を受けた材料とする。

⑫ 技能士

◎ 適用する(一般技能士を採用している現場である旨の表示をすること。) [1.7.2]
・ 適用しない ○ 以下の表による他監督職員の指示による

適用工事科目	技能検定作業
仮設工事	○ とび作業
防水改修工事	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系遮膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系遮膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業 ・ 左官作業 ・ 内外板金作業
外壁改修工事	○ 左官作業 ・ タイル張り作業 ○ 建築塗装作業
建具改修工事	・ 木製建具(手・機械)加工作業 ・ ビル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業 ・ 自動ドア施工作業
内装改修工事	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ 壁張作業 ・ 大工工事作業 ・ タイル張り作業
塗装改修工事	・ 建築塗装作業
耐震改修工事	・ 鉄筋組立作業 ・ 型枠施工作業 ・ コンクリート圧送工事作業 ・ 構造物鉄工作業 ・ とび作業
コンクリートブロック・ALCパネル工事	・ コンクリートブロック工事作業 ・ エーレスーパーネル工事作業
石工事	・ 石張り作業
植栽工事	・ 造園工事作業
その他	・ 量製作 ・ 家具(手・機械)加工作業 ・ 樹園接合剤注入工事作業 ・ カーテン工事作業 ○ 教育作業 ○ あと施工アンカー作業

13. 施工の検査等

・ 見本施工の実施 () [1.7.5]

14. 化学物質の濃度測定

測定方法 ※ パップ法(拡散法) ・ アクティブ法(吸引法) [1.7.9]
検査機関
※ 環境計量証明事業の知事登録がある者で、監督員が承諾した者
測定物質
※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン
※ パラジクロロベンゼン ※ スチレン
測定箇所(室)

計 価所					
ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	パラジクロロベンゼン	スチレン
0.08ppm	0.07ppm	0.20ppm	0.88ppm	0.04ppm	0.05ppm

※ 試料採取に当たっては、監督員又は監督員が指定する者が立ち会ひの下に行う。
化学物質の室内汚染濃度計測値(厚生省指針)

15. 技術検査

技術検査(中間技術検査)の実施回数及び実施する段階 [1.8.2]
・ 請負金額5000万円以上の中規模検査 ・ 部分使用の中規模検査 ・ 不可視部分の中規模検査

⑯ 完成図等

※ 作成する [1.9.1～1.9.3]
※ 完成図 (※ 設計図書で示したものの全て ・ 改修様仕8.1.8.)による ・ 監督員の指示による)
作成方法 ※ 製本 (※ 見開きA3縮小版 2～3部(黒紙金文字製本) ◎ 監督員の指示による)
・ 見開きA1版 1部(ビニール製本)
※ CADデータ (※ CD-R 1部)
※ 保全に関する資料(1部)

17. 完成写真

下記のものを監督職員に提出する。原稿は撮影業者の保管とする。

分 類	規 格	撮 影 画 素 数	画 数	写真のサイズ(mm)
・				

⑬ 騒音・粉塵等の対策

騒音・粉塵等の対策 (2.2.1) [2.1.3]
・ 防音パネル ・ 防音シート ○ 養生シート
設置範囲及び高さ
※ 図示 ・
仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所 ・ 図示 ・
仮設間仕切りの種類と材質等

種 別	下 地	仕 上 げ(厚さ:mm)	塗 装	充填材
・ A種	・ 木	・ せっこうボード (※ 9.5 ・ 図示)	・ 無し	※ 有り
・ B種	・ 軽量鉄骨	・ 合板 (※ 9.0 ・ 図示)	・ 片面	
※ C種	単管	防炎シート		

充填材： ※ グラスウール32k (厚:50mm以上) ・
仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等

材 質	仕 上 げ	塗 装	充填材
※ 木製 ・ 図示	※ 合板張り程度 ・ 図示	・ 無し	※ 有り
・	・	・ 片面	・ 無し

充填材： ※ グラスウール32k (厚:50mm以上) ・

5. 監督員事務所

※ 設けない ・ 設ける [2.4.1]
規模 ・ 10㎡程度 ・ 20㎡程度 ・ () ㎡程度

8 附属改修工事

⑭ あと施工アンカー工事

⑮ あと施工アンカーの材料 [8.2.4]
・ 金属系アンカー
耐力 ※ 構造図 ()による ・ 引張耐力 () KN セン断耐力 () KN
本体の径 ※ 構造図 ()による ・
埋込み長さ ※ 構造図 ()による ・
セッ方式 ※ 本体打込み式改良型 ・
接合筋 ※ 構造図 ()による ・
※ 接着系アンカー
耐力 ※ 構造図 ()による ・ 引張耐力 () KN セン断耐力 () KN
種類 ※ カプセル型回転・打撃式(耐震補強用) ・
接着剤の品質 ※ 有機系 ・ 無機系
アンカー筋
径 ※ 構造図 ()による ○ M2 0
埋込み長さ ※ 構造図 ()による ・
種類 ※ 構造図 ()による ・
新設壁内への定着長さ ※ 構造図 ()による ・
性能確認試験 ・ 行う ・ 行わない

⑯ 穿孔

穿孔機械(金属検知により電源供給が停止できる付属装置等を使用する) [8.12.1]
◎ 振動ドリル ・ ハンマードリル ・ ダイヤモンドコアドリル ・ 低騒音型超音波振動ドリル
穿孔筋の既存鉄筋および埋設配管、配線等の調査
範囲 ※ あと施工アンカー施工範囲すべて ○ 図示 [8.12.2]
・ ※ 電磁波レーダー法又は電磁波誘導法による調査を行い、位置の墨出を行う
・ はりつ出し
既存コンクリートの不良箇所の確認
※ アンカー施工部位の既存コンクリートは目視した後、目視及び打診により状況を確認し、互板・じゃんか等不良箇所を発見した場合には、監督職員と協議する

3. 施工確認試験

試験方法 ※ 引張試験機による引張試験(改修様仕8.12.7(ア)による) ・ [8.12.7]
1ロット ※ 1日に施工されたものの径及び仕様ごと ・
試験の箇所数 ※ 1日に施1ロットに対し3本とし、ロットから無作為に抜き取る ・
確認強度 ・ () KN以上 ・ 構造図 ()による ・

⑭ 鉄骨工事

① 共通事項 [8.1.5]
鉄骨製作工場の加工能力
※ 建築基準法第77条の45第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた(株)日本鉄骨評価センター及び(株)全国鉄骨評価機構(旧(社)全国鋼構工業協会)の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「(M)グレード」として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場。
・ 監督職員の承諾する製作者者
施工管理技術者 [8.1.5.6]
※ 適用する ・ 適用しない
製作精度
※ (社)日本建築学会「JASS 6 鉄骨工事」付則6「鉄骨精度検査基準」による [8.13.3]
※ 上記における他、平12告示第1454号、突合せ接手の食い違いの仕口のずれの検査・補強マニュアルによる建方精度
※ (社)日本建築学会「JASS 6 鉄骨工事」付則6「鉄骨精度検査基準」、付表5「工事現場」による

② 鋼材

鋼材の種類、形状、寸法 ※ 構造図 ()による ・ [8.2.8][表8.2.7]

3. 高力ボルト

高力ボルトの種類、ねじ呼び寸法 ※ 構造図 ()による [8.2.9][8.14.2]
すべり係数試験 ※ 行わない ・ 行う
溶融亜鉛メッキ高力ボルトの摩擦面の処理 [8.2.9][8.20.5]
※ プラス処理(表面粗度50 μmR2以上)
・ りん酸塩処理

4. 締結距離、ボルト間隔、ゲージ等

高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの締結距離、ボルト間隔、ボルト径、ゲージ等 [8.13.2]
※ 構造図による

⑤ ボルト孔

ボルトの孔径 ※ 改修様仕8.13.8(3)及び改修様仕8.13.2による ・ [8.13.8]

⑥ アンカーボルト

構造用アンカーボルトの種類 ※ 構造図 ()による ・ (7.2.4)[8.2.8]
構造用アンカーボルト及びアンカープレームの形状並びに寸法 ※ 構造図 ()による ・
建方用アンカーボルトの種類 ※ 構造図 ()による ・
アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 ※ 様仕表7.2.3による ・
保持及び埋込み工法 ※ 様仕表7.10.1・A種 ・ B種 ()による

7. 普通ボルト

ボルト及びナットの材料等 ※ 様仕表7.2.3による ・
ねじの呼び寸法 ※ 構造図による ・

⑧ 柱底均し(ベースプレート)モルタル

モルタルの種類 ※ 無収縮モルタル [8.2.11]
材料、調合等 ※ 改修様仕8.2.12(1)(7)～(d)による ・
品質及び試験方法 ※ 改修様仕8.2.10による ・
工法の種類
・ 様仕表7.10.2による ・
・ A種 [モルタル厚さ50mm] ・ B種 [モルタル厚さ30mm] ○ 図示による

⑨ 入熱、バス間温度の溶接条件

※ 鉄骨工事技術指針・工場製作編(日本建築学会)による

⑩ 溶接接合

開先形状 ※ 鉄骨構造標準図による ・ [8.15.4.7]
エンドタブを切断する箇所、切断範囲 ※ 鉄骨構造標準図による
切断面の仕上げ ※ 改修様仕8.15.7(1)(b)②による ・
スカラップの形状 ※ 鉄骨構造標準図による

⑭ 溶接部の試験

完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 [8.15.11]
※ 行う(検査率 ※ 工場溶接及び現場溶接全数 ・) ・ 行わない
外観検査 (H12建設省告示第1464号第2号、鉄骨精度検査基準(JASS6)による)
※ 行う(検査率 ※ 全数 ・) ・ 行わない

⑮ 鋼止めの塗装

塗料の種類 [8.17.2~4]
耐火被覆材の接着する面の塗装範囲及び塗装種類 ※ 構造図 ()による
耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ※ 様仕8.17.2による ・ 構造図 ()による
鋼製スリーブの内側(鉄骨に溶接されたもの) ※ 改修様仕 表7.4.1 A種 ・

⑭-5 グラウト工事

① 材料等 [8.2.11]
無収縮グラウト材の材質・調合・品質
※ プレミックスタイプの製品とし、実績等の資料を監督職員に提出する
・ 以下を満たすものとする
材質等

混和材	セメント系(酸化カルシウム及びカルシウム・サルフォ・アルミネート等によって膨張する性質を利用するもの)とする。
セメント	JIS R 5210「ポルトランドセメント」に適合した普通または早強ポルトランドセメントとする。
砂	土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する。 ただし、現場調合形に使用される砂の乾燥状態については、規定しない。

品質及び試験方法

標準数値	Jレオートによる落下時間 練混ぜ完了から3分以内の値 : 8±2 秒
ブリージング率	練り混ぜ2時間後 : 2.0% 以下
凝結時間	凝結開始時間 : 1時間以上 終結時間 : 10時間以内
無収縮性	材料 3日 20.0N/mm ² 以上 材料 28日 40.0N/mm ² 以上
圧縮強度	
塩化物量	0.30kg/m ³ 以下

試験方法
1) NEXCO 試験法312-1999「無収縮モルタル品質管理試験方法」による。
プレミックス形と現場調合形で混和材が同一の場合の試験はプレミックス形のみとする。
2) 塩化物量の試験は、JIS A 1144「フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法」による。

① 工事現場の環境改善について

工事現場のイメージアップ
・ 仮囲い周辺の美化
・ 地域住民への情報提供
・ 完成予想図の設置
・ 情報掲示板の設置
・ パンフレットの作成
・ 地域住民とのコミュニケーション
・ 現場見学会の開催
・ 住民に対する災害防止関係
・ 現場出入口周辺への誘導員の配備

② 不具合の確認

工事しゅん工後10ヶ月、20ヶ月(新営に限る)に不具合の確認を行い、その結果を書面で上田市長あてに報告する。
(施設管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず監督員の立会いを要する。)

④ 産業廃棄物等の取扱い

(1) 廃棄物の処理に当たっては、請負者が自ら処理(分別・保管・収集・運搬及び処分の一連の行為)するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という)に基づき、適正に行うこと。
(2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覽並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。
(3) しゅん工した時は、廃棄物ごとに処理数量を集計し、積込み状況の写真、処分状況の写真等の写しを添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出すること。

④ 環境対策関係

(1) 現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排気ガス対策型建設機械とすること。
(2) 夜間、早朝等の騒音を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートの選定に当たっては影響の少ない最短路を選定すること。
(3) 汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等、環境の回復に努めること。
(4) 熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。

⑤ 安全対策関係

(1) 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めることとし、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
(2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一回程度実施し、工事日誌へ記録するほか、実施結果、実施状況の写真、安全教育に使用した資料等も整理すること。
(3) 原則として代理人(主任)以外の第三者により、月1回以上店上による安全パトロールを行い、工事日誌へ記載するほか、点検内容等を別書面に記録し、実施状況の写真を撮影すること。
(4) 下請業者にKY(危険予知)、TBM(作業内容の打合せ)活動等を実施させ、その記録を整備するとともに、随時、実施状況の写真を撮影すること。
(5) 下請業者を含め、作業員に対し現場内容に即した新規入場者教育、安全教育・訓練等を実施し、関連書類及び使用した資料等を整理するとともに、随時、実施状況の写真を撮影すること。
(6) 上記の(2)～(5)の活動については、記録・書類及び写真を整備したものを現場に備え、監督員及び工事検査の際に提示できるようにすること。

⑥ 工事検査

施工途中において工事検査担当職員または、発注機関の長の指定する職員による抜打ち検査を実施することがあるので、検査に協力すること。

⑦ 被害届等

暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。

⑧ 施工図等の取扱い

施工図等著作権に属する当該建物に限る使用権は、発注者に移譲する。

⑨ 完成図等

完成図など維持管理に関する書類は、しゅん工後30日以内に提出し、必要に応じて取扱説明を行うこと。

⑩ 提出物

上記による他、監督員の指示による。

上田市都市建設部建築課

事業年度
R5 / R6 (R7)

株式会社 久米設計

長野県知事登録 第上田N-78311号
住 所 長野県上田市住吉55番地2
代表者 品田 和久

設計者氏名 小福田 洋
一級建築士 大庭登録 第292990号

工事名 菅平高原国際リゾートセンター擁壁改修工事

図 名 特 記 仕 様 書 1

縮尺 (A1) (A3)
NO SCALE

No. 24-011
A-01